

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

1. 企業間の連携

- ・ オープンイノベーションを推進し、新規事業の創出に向けた共同開発プロジェクトを実施。
- ・ M&Aや事業承継の支援を通じて、スムーズな事業移行を促進し、企業の持続的発展をサポート。

2. IT実装支援

- ・ 共通EDIの構築により、データのスムーズな相互利用を可能にし、業務効率化を図る。
- ・ IT人材の育成支援を実施し、IT分野の人材不足を解消するとともに、デジタル対応力を強化。
- ・ サイバーセキュリティ対策の助言と支援を行い、企業の情報資産を保護。

3. 専門人材マッチング

- ・ 必要に応じて専門的なスキルを持つ人材を紹介・マッチングし、業務の専門性を強化。

4. グリーン化の取組

- ・ 脱・低炭素化技術の共同開発により、環境負荷を削減し、持続可能なサプライチェーンを構築。
- ・ 省エネ診断に関する助言と支援を提供し、エネルギー効率の向上を支援。
- ・ グリーン調達の取り組みを推進し、環境に配慮した企業からの調達を優先。

5. 健康経営に関する取組

- ・ 健康経営に係るノウハウの提供を通じて、従業員の健康増進と職場環境の改善を図る。
- ・ 健康増進施策の共同実施により、企業全体での健康意識の向上をサポート。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のは正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

③手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

④知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他(任意記載)

令和6年10月30日

(令和6年11月10日)

株式会社オキナワプレス 代表取締役 玉那覇童也
企業名 役職・氏名(代表権を有する者)

(備考)

- ・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。